

まちなか居住推進事業補助金 (空き家の片付け支援)

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

居住可能な空き家の利活用を推進するため、空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部を支援します。

対象者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に空き家を所有（予定含む）していること
- 市税を完納していること

補助対象経費

① 家財道具の処分及び搬出に要する経費

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者で、市内に本社（個人事業主の場合は主たる事業所）を有する者が請け負うものに限る。

② ①の処分及び搬出に伴う屋内清掃に要する経費

※市内に本社（個人事業主の場合は主たる事業所）を有する者が請け負うものに限る。

補助額、補助率

- ・ 補助対象経費の1/2（1,000円未満の端数は切り捨て。上限20万円）

必要書類

- ・ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ・ 補助対象経費の見積書の写し
- ・ 作業実施前の各部屋の写真 など

留意いただくこと

- ・ 空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されている空き家が対象です。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 補助金の交付は、一の空き家につき1回を限度とします。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内で先着順となります。
- ・ 「上越市空き家活用のための家財道具等処分費補助金」との併用はできません。
- ・ 詳細は、交付要綱をご確認ください。

交付申請から支払いまでの流れ

